

口座振替にかかる 相続株式等の持分に対する 差押と譲渡命令等の可否 —最高裁平成31年1月23日決定から

弁護士 永井 弘二

第1 はじめに

現在、上場株式、投資信託、社債等は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下、「社債等振替法」という。)により、株券等の有価証券の発行がなく、証券会社等の口座で管理され、口座を通じて売買等されている。権利の帰属は、証券会社等の振替口座簿の記録により定まり(社債等振替法128条1項ほか)、譲渡等も同様に振替口座簿に振替(譲渡人株式等の減少、譲受人株式等の増加)が記録されることにより譲渡される(社債等振替法132条)。

こうした株式等に対する差押は債権差押の手続によってなされ、証券会社等の口座管理機関等を第三債務者として申し立てられ、債権者へ譲渡することを命じる譲渡命令もしくは売却命令による売却により換価されることとなる。

今回の問題は、こうした口座振替にかかる株式等に相続が発生し、相続人の債権者が差押等をする場合の手続についてのものである。差押は、もちろん債務者の財産に対してなされるものであるが、強制執行を行う裁判所(執行裁判所)は、強制執行手続を円滑に進めるため、原則として実質的な判断をせず形式判断しかできないとされていることとの関係で、口座振替簿の記載が債務者である相続人名義ではなく被相続人名義のまま株式等を差押対象とすることができるのか、換価方法としての譲渡命令が認められるのか争点となった。

振替口座簿の記載が被相続人名義のままであっても、地裁は差押命令を発し、債権者が譲渡命令の申立をしたところ、抗告審である高裁は差押命令を違法とし、また、譲渡命令も認められないとしたことに対し、債権者が最高裁に許可抗告を申し立てた事案である。

第2 高裁の判断

高裁の判断は以下の2点である。

株式等の権利帰属はあくまで振替口座簿の記録により定めるとされている以上、形式的審査権しか有しない執行裁判所は口座振替簿の記載で審査すべきであり、これが被相続人名義であって、債務者である相続人名義でない以上、差押命令は違法である。

また、遺産分割前の共同相続にかかる口座振替株式等は、共同相続人全員名義の口座に記録することはできるが、共同相続人1人の名義の口座に共有持分を記録することはできないため、譲渡命令が確定しても、実際に譲渡をすることができないから、譲渡命令の申立は不適法である。

というものである。

第3 最高裁の判断

最高裁は、高裁の判断を覆して差し戻した。

最高裁は、株式等の権利帰属は振替口座簿の記録により定まるが、口座振替株式は、相続により当然に相続人に承継され、口座を開設した者としての地位も同様に相続人に承継されるため(民法896条本文)、被相続人名義の口座に記録されている口座振替株式等は、相続人の口座に記録されているものと見ることができ。これは共同相続であっても変わらない。したがって、差押えは適法である。

口座振替株式は譲渡が禁じられる財産ではないのであり、差押えが適法である以上、譲渡命令を発することができないとは言えない。

第4 若干の検討

今回の問題は、執行裁判所の形式的な審査権をどこまで重視するのかという点と、共同相続されて共有にかかる株式等について譲渡命令に基づく実際の執行手続が可能なのかという点の2点である。

前者については、高裁は執行裁判所の形式的な審査権を重視して、相続人名義の口座振替簿の記録がない以上、被相続人名義のままでは差押命令は違法であるとした。不動産の場合は、債務者である相続人に対する判決等の債務名義に執行文付与を受けることで、債権者が債務者(相続人)に代位して相続登記を入れることができ、これに基づき不動産に対する強制執行ができる。口座振替株式の場合、こうした代位手続等が整備されていないため、今回のような問題が生じたと言える。こうしたある種の法の不備について、不備があるのでそれ以上は裁判所は関われないと言ったのが高裁の判断であるとも言える。

これに対し、最高裁は、こうした形式論を排除し

て、ある程度実質にしたがった判断をしたと言える。相続人の確定は戸籍等で確認可能であり、実質的な審査といっても、例えば訴訟で権利帰属を争うような実質性はなく、形式的な審査に極めて近いという点も最高裁の判断の基礎にあったのではないと思われる。

譲渡命令の可否については、最高裁自身は、譲渡命令後の具体的な手続についての言及をしておらず、被相続人名義のまま債務者である相続人の持分の譲渡ができるのか、振替口座簿の記載はどのようになされるのかといった点については触れられていない。この点、鬼丸裁判官の補足意見では、具体的な手続を検討しているが、現在の社債等振替法のもとでは限界があるようではある。しかし、少なくとも、振替口座簿の記載が被相続人名義のままであったとしても、譲渡命令により、債務者である相続人の持分は債権者のものとなり、債権者は他の相続人を相手方として共有物分割手続を行うことはできるとされている。

鬼丸裁判官の補足意見では、共有物分割後の手続については触れられていないが、共有物分割手続により、債権者もしくは他の相続人のいずれか一人が権利者となる状態を作ること(単独権利者が他の共有者に代償金を支払う)、被相続人名義を単独所有者の名義に書き換えたり、競売分割をすることで被相続人名義の株式等を売却することが可能ではないかと考えられる。